

# 鳥取県国内便エアサポート事業実施要領

鳥取空港の利用を促進する懇話会  
米子空港利用促進懇話会

## 1 主旨・目的

この要領は、鳥取県内航空便の利用促進を図るため、県が進める重点施策に関連して県内空港発着国内便を利用する者に対して、鳥取空港の利用を促進する懇話会及び米子空港利用促進懇話会（以下「懇話会」という。）が予算の範囲内で経費の一部を支援する事業（以下「事業」という。）に関して必要な事項を定める。

## 2 事業内容

### (1) 支援区分及び支援対象者

事業で支援する区分及び支援対象者は以下のとおりとする。

#### (ア) 移住定住促進エアサポート

- ①鳥取県内への移住を検討している県外在住者
- ②国際紛争に伴う外国からの避難民等

#### (イ) 関係人口促進エアサポート

- ①鳥取県内の地域づくりの活動に参画または懇話会が別途指定する地域交流型観光モニターツアーに参加する県外在住者
- ②懇話会が別途指定するワーケーションプログラムの参加者

#### (ウ) 介護・障がい者等エアサポート

親族の介護を行う者及び鳥取県内在住の障がい者

#### (エ) 子育て王国とっとりキッズエアサポート

大人同伴で搭乗する小学生以下の子ども、または「ANAジュニアパイロット」として搭乗する小学生以下の子ども（県外在住の子どもは、鳥取県内の宿泊施設に宿泊する場合に限る）

#### (オ) 但馬版キッズエアサポート（鳥取砂丘コナン空港利用者に限る）

大人同伴で搭乗する小学生以下の子ども、または「ANAジュニアパイロット」として搭乗する小学生以下の子ども

### (2) 支援の条件

#### (ア) 支援対象者の条件

支援の対象となる者は前項(1)のうち別表1の第2欄の条件をすべて満たす個人とする。ただし、次の支援を受ける場合は対象外とする。

- ア 鳥取県、鳥取県内市町村又は公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構など（以下「県等」という。）が実施する移住定住支援や都市部発着のとっとり暮らし体験ツアー等の支援
- イ 公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構が実施する来県者支援
- ウ 日本財団が実施するウクライナ国民への渡航費等支援

#### (イ) 支援対象旅行

支援の対象となる旅行は、県内空港発着国内便を利用したものとする。なお、支援対象とする旅行期間は別途告知する。

#### (ウ) 支援対象経費

支援の対象となる経費は次のとおりとし、別表1の第3欄に定める額の支援を行う。

- ①支援の対象旅行において実際に支払われた航空運賃（旅客施設使用料を含む）。ただし、マイルで交換した特典航空券による搭乗は支援の対象外とする。
- ②航空会社が設定する割引運賃を利用する場合は、利用した割引運賃に基づいて支援額を算定する。プレミアムクラス運賃を利用する場合は、プレミアム運賃ではない同日・同種類の運賃で算定する。
- ③旅行会社等が販売している航空券及び宿泊がセットになった旅行商品等を利用した搭乗も支援の対象とする。この場合、セット料金から宿泊料相当額として1人につき8千円/泊を差し引いた額を航空運賃とみなして支援の対象とする。
- ④介護・障がい者等エアサポートは、介護割引又は障がい者割引運賃適用者を支援の対象とする。ただし、介護割引又は障がい者割引運賃よりも安価な割引運賃が利用できる場合は、その利用を妨げない。その場合は、実際に利用した割引運賃に基づいて支援額を算定する。
- ⑤株主優待運賃を利用する場合、運賃以外の費用（株主優待使用料や株主優待仕入れ代金、株主優待購入費等の名目で支払われる費用）は支援の対象外とする。

## (エ) 利用制限

支援の利用回数及び人数は、別表1の第4欄を上限とする。

### 3 支援対象搭乗の事前認定

- (1) 支援を受けようとする者は、対象となる航空便を予約した後、搭乗日の7日前までに、様式第1号に必要事項を記載の上、電子メール、ファクシミリ、郵送又は持参により懇話会の事務局（鳥取県観光戦略課内）に対して認定申請を行う。期間ごとの認定数は別表2のとおりとし、認定は申請を受理した順に行い、認定数に達したのから募集を終了する。なお、子育て王国とっとりキッズエアサポート及び但馬版キッズエアサポートの認定申請は、同伴する大人が家族単位で行うこととする。（1家族1申請とする。）
- (2) 前項の認定申請に際しては、別表1の第5欄で定める書類を添付する。なお、事務局が必要と認めた場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (3) 懇話会は、申請があった場合は、認定申請書を受理した日から原則として14日以内に様式第2号により認定又は不認定の決定を行う。
- (4) 認定申請において、申請書及び添付書類に不備がある場合や、過年度事業で手続きの未了がある場合は、申請を受理しない。また、申請日以前の搭乗は、認定の対象としない。
- (5) 認定申請書に虚偽の記載があった場合や支援対象外の経費が含まれていた場合は、認定の取り消し、または、支援金の返還を求めることがある。
- (6) 支援を受けようとする者が、認定を受けた後に利用便を変更又は旅行を中止する場合は、様式第3号を懇話会に提出する。
- (7) 支援を受けようとする者は、この要領に定める内容に同意したものとみなす。また、認定申請、次項の交付申請並びに添付書類等に記載の内容が、個人が特定されない範囲で県等において公開又はメールマガジンやダイレクトメールの送付等に活用されることに同意したものとみなす。

### 4 支援金の交付申請・請求

- (1) 支援の認定を受けた者は、支援対象旅行を終了した日から15日以内に、様式第4号に必要事項を記載の上、別表1の第6欄で定める書類を添えて、電子メール、郵送又は持参により懇話会に支援金を請求するものとする。
- (2) 懇話会は、請求の内容を適正と判断した場合、申請を受理した日から原則として14日以内に様式第5号により交付額を通知し、通知の日から30日以内に支援金の支払を行う。

### 5 その他

- (1) 事業に関する告知は、懇話会又は鳥取県観光戦略課が運営するホームページで行う。また、事業は年度途中で予告なく変更又は終了する場合がある。
- (2) 2(1)(ア)②に係る支援の手続きは、前項の規定にかかわらず、懇話会事務局が別途定める方法により行うものとする。
- (3) この要領に定めのない事項については、懇話会会長が別に定める。

## 附 則

この要領は、平成25年10月25日から施行する。

この要領は、平成26年5月1日から施行する。

この要領は、平成27年3月13日から施行する。

この要領は、平成28年4月21日から施行する。

この要領は、平成29年4月3日から施行する。

この要領は、平成30年4月9日から施行する。

この要領は、平成31年4月8日から施行する。

この要領は、平成31年4月26日から施行する。

この要領は、令和2年6月12日から施行する。

この要領は、令和3年10月8日から施行する。

この要領は、令和4年5月13日から施行する。

この要領は、令和5年5月10日から施行する。

別表 1

支援区分	移住定住促進 エアサポート	関係人口促進 エアサポート	介護・障がい者等 エアサポート	子育て王国とっとり キッズエアサポート	但馬版 キッズエアサポート
1 対象者	(1)鳥取県内への移住を検討している県外在住者 (2)国際紛争に伴う外国からの避難民	(1)鳥取県内の地域づくりの活動に参画または懇話会が別途指定する地域交流型観光モニターツアーに参加する県外在住者 (2)懇話会が別途指定するワーケーションプログラム参加者及び同伴する子ども（1家族1名まで）	親族の介護を行う者及び鳥取県内在住の障がい者	大人同伴で搭乗する小学生以下の子どもまたは「ANAジュニアパイロット」として搭乗する小学生以下の子ども（1家族1名）	大人同伴で搭乗する小学生以下の子どもまたは「ANAジュニアパイロット」として搭乗する小学生以下の子ども（1家族1名） ※鳥取砂丘コナン空港利用者に限る
2 対象者の条件	(1)県外在住者 ・鳥取県への移住を検討しており、次のいずれかのために来県する者  ア 鳥取県内のお試し住宅の利用  イ 鳥取県、鳥取県内市町村、公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構又はこれらが取組を支援する民間等の団体が実施する移住体験ツアー、婚活イベントなどに参加  ウ 移住のための具体的な手続き及び引っ越し等を行う  ・就職のための面接や試験、説明会等への参加のために来県する者	(1)地域づくり活動または地域交流型観光モニターツアーに参加する場合  以下の条件をすべて満たす者 ・鳥取県内の地域づくり活動にボランティアとして参画または懇話会が別途指定する地域交流型観光モニターツアーに参加すること。 ・「ふるさとLOVEとっとりメンバーズカード」を所持すること。  ※地域づくりの活動に参画する場合は活動（参加）時間が合計5時間以上のものに限る。  ※参画に要する経費（全額、一部を問わない）や謝金等の支給を受ける場合は対象外	[介護の場合] 以下の条件をすべて満たす者  ・航空会社の介護割引適用者  ・親族介護のため介護割引を利用する者	以下の条件をすべて満たす者  ・大人同伴で搭乗する小学生以下の子ども、または「ANAジュニアパイロット」として搭乗する小学生以下の子ども  ・子どもの健全育成のため、居住地では体験できない体験をするために飛行機を利用して移動すること  (例) ア ピアノの練習意欲向上のため、本格的なクラシック演奏会を聞かせる イ 興味を持っている分野の工場見学を行う  ※県外在住の小学生以下の子どもについては、鳥取県内宿泊施設での宿泊が条件	以下の条件をすべて満たす者  ・大人同伴で搭乗する小学生以下の子ども、または「ANAジュニアパイロット」として搭乗する小学生以下の子ども ・兵庫県但馬地域（豊岡市・養父市・朝来市・香美町・新温泉町）在住者であること ・子どもの健全育成のため、地元では体験できない体験をするために飛行機を利用して移動すること  (例) ア ピアノの練習意欲向上のため、本格的なクラシック演奏会を聞かせる イ 興味を持っている分野の工場見学を行う
	(2)外国からの避難民  国際紛争に伴う外国からの避難民及びその同行者等	(2)ワーケーションの場合 以下の条件をすべて満たす者  ・懇話会が別途指定するワーケーションプログラム参加者及び同伴する小学生以下の子ども  ・「ふるさとLOVEとっとりメンバーズカード」を所持すること。  ※出張旅費を受ける場合は対象外とする。 ※同伴する子どもは、ワーケーションを行う大人と同じ様に搭乗すること。	[障がい者等の場合] 以下の条件をすべて満たす者  ・航空会社の障がい者割引運賃適用者  ・鳥取県内在住の以下の手帳所持者 ■身体障害者手帳 ■戦傷病者手帳 ■療育手帳 ■精神障害者保健福祉手帳		
3 支援率	(1) 県外在住者 1/2 ※上限：1名につき3万円	1/2 ※上限：1名につき3万円（県外在住の小学生以下の子どもは1万5千円）	1/2 ※上限：1名につき3万円	全額（県外在住の小学生以下の子どもは1/2） ※上限：3万円（県外在住の小学生以下の子どもは1万5千円）	全額 ※上限：3万円
	(2) 外国からの避難民 全額				
4 利用制限	年2回（往復）/人 ※片道のみ利用可	年1回（往復）/人 ※片道のみ利用可	年1回（往復）/人 ※片道のみ利用可	年1回（往復）/人 ※申請は同行する大人または子どもの家族が家族単位で申請。支援対象は1家族につき子ども1人で、利用回数は1回までとする。 ※片道のみ利用可	年1回（往復）/人 ※申請は同行する大人または子どもの家族が家族単位で申請。支援対象は1家族につき子ども1人で、利用回数は1回までとする。 ※片道のみ利用可
5 認定申請に必要な書類	①申請書（様式第1号）  ②来県時の計画表（指定様式①）  ③お試し住宅の利用、参加するイベントやツアーの概要、就職面接や試験、説明会等への参加がわかる書類（コピー可）  ※外国からの避難民は、上記に関わらず、懇話会事務局が別途定める方法により行うこと。	①申請書（様式第1号）  (1)地域づくり活動または地域交流型観光モニターツアーに参加する場合 ②来県時の計画表（指定様式②）  ③団体の概要（代表者及び連絡先、活動内容等）や申請者が従事する内容や参加が分かる書類（活動団体が発行する証明書類、参加申込書のコピーなど）  (2)ワーケーションの場合 ②来県時の計画表（指定様式③）  ③ワーケーションプログラムの内容が分かる書類	①申請書（様式第1号）  [介護の場合] ②航空会社の介護割引適用者（介護割引情報登録済み）であることがわかる書類  [障がい者等の場合] ③搭乗時点で有効な手帳のコピー（確認後は返却します。）	①申請書（様式第1号）  ②旅行計画表（指定様式④） （指定様式。滞在中の主な訪問先などを記載してください。）	
6 請求に必要な書類	①交付申請書兼請求書（様式第4号）  ②使用済みの搭乗券（コピー可）※搭乗案内、保安検査証でも可  ③航空運賃領収書（コピー可）  ④実施レポート（指定様式①）  ※外国からの避難民は、上記に関わらず、懇話会事務局が別途定める方法により行うこと。	①交付申請書兼請求書（様式第4号）  ②使用済みの搭乗券（コピー可）※搭乗案内、保安検査証でも可  ③航空運賃領収書（コピー可）  (1)地域づくり活動または地域交流型観光モニターツアーに参加する場合 ④実施レポート（指定様式②）  (2)ワーケーションの場合 ④実施レポート（指定様式③）	①交付申請書兼請求書（様式第4号）  ②使用済みの搭乗券（コピー可）※搭乗案内、保安検査証でも可  ③航空運賃領収書（コピー可）	①交付申請書兼請求書（様式第4号）  ②使用済みの搭乗券（コピー可）※搭乗案内、保安検査証でも可 ※同伴した大人の搭乗券も必要です。  ③航空運賃領収書（コピー可）  ④実施レポート（指定様式④）	

別表 2

鳥取県国内便エアサポート認定数の目安

【留意事項】

- ・認定数は区分毎、期間毎の目安であり、変動することがあります。
- ・認定は区分毎に、申請を受理した順に行い、認定数に達したのから募集を終了します。
- ・認定状況により該当する区分の募集が早期に終了する場合があります。

エアサポート区分		全体		
		認定数 (目安)	期間設定	
1	移住定住促進	120	期間の定めなし	
2	関係人口促進	地域づくり	20	期間の定めなし
		ワーケーション	20	期間の定めなし
3	介護・障がい者等	15	期間の定めなし	
4	子育て王国鳥取 キッズ	300	5月～6月：各17件 7月～8月：各70件 9月～3月：各18件	
5	但馬版キッズ	10	期間の定めなし	

(様式第1号)

令和 年 月 日

鳥取空港の利用を促進する懇話会会長 } 様  
米子空港利用促進懇話会会長 }

申請者 郵便番号

住 所

氏 名 (印不要)

電話番号

※携帯電話など日中連絡可能な電話番号をご記載ください。

鳥取県内国内便エアサポート事業認定申請書

下記のとおり、鳥取県内国内便の利用に際して懇話会から支援認定を受けたいので、「鳥取県内国内便エアサポート事業実施要領」第3(1)の規定により申請します。

なお、申請書類に記載の内容が、支援事例として懇話会及び県等において個人が特定されない範囲で公開、活用されること(メールマガジンやダイレクトメールの送付等を含む)に同意の上、申請します。

記

1 支援区分 ※該当項目に○

(1) 移住定住促進エアサポート

お試し住宅の利用( ) 移住体験ツアー等( ) 移住手続き( ) 面接等の就職活動( )  
外国からの避難民( )

(2) 関係人口促進エアサポート

地域づくり活動( ) 地域交流型観光モニターツアー( ) ワークेशन( )  
⇒「ふるさと来LOVE(クラブ)とっとりメンバーズカード」の番号を記載( )

(3) 介護・障がい者等エアサポート( ) ※介護割引・障がい者割引運賃適用者であること

(4) 子育て王国とっとりキッズエアサポート

大人同伴で搭乗( ) ANAジュニアパイロット( )

(5) 但馬版キッズエアサポート

大人同伴で搭乗( ) ANAジュニアパイロット( )

2 航空便の利用者

氏名 \_\_\_\_\_ (申請者)(年齢 歳)

氏名 \_\_\_\_\_ (申請者との続柄: ) (年齢 歳・小学生の場合は学年 年)

氏名 \_\_\_\_\_ (申請者との続柄: ) (年齢 歳・小学生の場合は学年 年)

氏名 \_\_\_\_\_ (申請者との続柄: ) (年齢 歳・小学生の場合は学年 年)

※関係人口促進エアサポート(ワークेशनのみ)は、大人の搭乗者と支援対象となる子どもがいる場合は子ども1人を記載。子育て王国とっとりキッズエアサポート及び但馬版キッズエアサポートは、大人の同伴者(支援対象外)と支援対象となる子ども1人を記載。そのほかの区分は、航空便利用者全員を記載してください。

3 利用航空便 ※該当空港名に○

(1) 往 路	(2) 復 路
搭乗日: 令和 年 月 日( )	搭乗日: 令和 年 月 日( )
出発空港(鳥取・米子・羽田)便名( ) 便)	出発空港(鳥取・米子・羽田)便名( ) 便)

【認定申請に必要な書類】

支援区分	移住定住促進 エアサポート	関係人口促進 エアサポート	介護・障がい者等 エアサポート	子育て王国とっとり キッズエアサポート	但馬版 キッズエアサポート
認定申請に 必要な書類	①申請書(様式第1号) ②来県時の計画表(指定様式①) ③お試し住宅の利用、参加するイベントやツアーの概要、就職面接や試験、説明会等への参加がわかる書類(コピー可) ※外国からの避難民は、上記に関わらず、懇話会事務局が別途定める方法により行うこと。	①申請書(様式第1号) (1)地域づくり活動または地域員交流型観光モニターツアーに参加する場合 ②来県時の計画表(指定様式②) ③団体の概要(代表者及び連絡先、活動内容等)や申請者が従事する内容や参加が分かる書類(活動団体が発行する証明書類、参加申込書のコピーなど) (2)ワークेशनの場合 ②来県時の計画表(指定様式③) ③ワークेशनプログラムの内容が分かる書類	①申請書(様式第1号) [介護の場合] ②航空会社の介護割引適用者(介護割引情報登録済み)であることがわかる書類 [障がい者等の場合] ③搭乗時点で有効な手帳のコピー(確認後は返却します。)	①申請書(様式第1号) ②旅行計画表(指定様式④) (指定様式。滞在中の主な訪問先などを記載してください。)	

[提出方法]以下の宛先まで郵送又は電子メール、ファクシミリにより提出してください。

〒680-8570 鳥取市東町1-220 鳥取県観光戦略課内

「鳥取県内国内便エアサポート事業」実施事務局 宛て

(電子メール) kankou@pref.tottori.lg.jp (ファクシミリ) 0857-26-8308

※電子メール、ファクシミリの場合は、受信確認のため電話でご一報ください(電話 0857-26-7099)

申請者  
氏名 様

鳥取空港の利用を促進する懇話会会長  
米子空港利用促進懇話会会長  
(公印省略)

鳥取県内国内便エアサポート事業の認定について（通知）

令和 年 月 日付けで申請のあったこのことについては、申請のとおり支援認定しました（不認定としました）ので、「鳥取県内国内便エアサポート事業実施要領」第3（3）の規定により通知します。

特記事項：

※支援対象の旅行が終わりましたら、要領第4（1）に基づき、15日以内に以下の書類を懇話会に提出し、支援金の請求を行ってください。

支援区分	移住定住促進 エアサポート	関係人口促進 エアサポート	介護・障がい者等 エアサポート	子育て王国とっとり キッズエアサポート	但馬版 キッズエアサポート
請求に 必要な書類	①交付申請書兼請求書 （様式第4号）  ②使用済みの搭乗券（コピー可）※搭乗案内、保安検査証でも可  ③航空運賃領収書（コピー可）  ④実施レポート（指定様式①）  ※外国からの避難民は、上記に関わらず、懇話会事務局が別途定める方法により行うこと。	①交付申請書兼請求書 （様式第4号）  ②使用済みの搭乗券（コピー可）※搭乗案内、保安検査証でも可  ③航空運賃領収書（コピー可）  (1)地域づくり活動または地域交流型観光モニターツアーに参加する場合 ④実施レポート（指定様式②）  (2)ワーケーションの場合 ④実施レポート（指定様式③）	①交付申請書兼請求書 （様式第4号）  ②使用済みの搭乗券（コピー可）※搭乗案内、保安検査証でも可  ③航空運賃領収書（コピー可）	①交付申請書兼請求書 （様式第4号）  ②使用済みの搭乗券（コピー可）※搭乗案内、保安検査証でも可 ※同伴した大人の搭乗券も必要です。  ③航空運賃領収書（コピー可）  ④実施レポート（指定様式④）	

[提出方法]以下の宛先まで郵送又は電子メール、ファクシミリにより提出してください。

〒680-8570 鳥取市東町1-220 鳥取県観光戦略課内

「鳥取県内国内便エアサポート事業」実施事務局 宛て

(電子メール) kankou@pref.tottori.lg.jp (ファクシミリ) 0857-26-8308

※電子メール、ファクシミリの場合は、受信確認のため電話でご一報ください（電話 0857-26-7099）

鳥取空港の利用を促進する懇話会会長 }  
米子空港利用促進懇話会会長 } 様

申請者 郵便番号  
住所

氏名 (印不要)  
電話番号

※携帯電話など日中連絡可能な電話番号をご記載ください。

鳥取県内国内便エアサポート事業の変更（中止）について（通知）

令和 年 月 日付第 号で認定された鳥取県内国内便エアサポート事業については、下記のとおり変更（中止）しますので、「鳥取県内国内便エアサポート事業実施要領」第3（6）の規定により通知します。

記

1 変更（中止）の理由

2 変更（中止）の内容

(1) 中止

(2) 一部変更（※変更となった部分のみ記載すること）

(ア) 往 路

搭乗日 令和 年 月 日 ( )

利用便 出発空港（鳥取・米子・羽田）⇒ 到着空港（鳥取・米子・羽田） ( 便)

氏名 (申請者) (年齢 歳)

氏名 (申請者との続柄: ) (年齢 歳・小学生の場合は学年 年)

氏名 (申請者との続柄: ) (年齢 歳・小学生の場合は学年 年)

氏名 (申請者との続柄: ) (年齢 歳・小学生の場合は学年 年)

(イ) 復 路

搭乗日 令和 年 月 日 ( )

利用便 出発空港（鳥取・米子・羽田）⇒ 到着空港（鳥取・米子・羽田） ( 便)

氏名 (申請者) (年齢 歳)

氏名 (申請者との続柄: ) (年齢 歳・小学生の場合は学年 年)

氏名 (申請者との続柄: ) (年齢 歳・小学生の場合は学年 年)

氏名 (申請者との続柄: ) (年齢 歳・小学生の場合は学年 年)

[提出方法]以下の宛先まで郵送又は電子メール、ファクシミリにより提出してください。

〒680-8570 鳥取市東町1-220 鳥取県観光戦略課内

「鳥取県内国内便エアサポート事業」実施事務局 宛て

(電子メール) kankou@pref.tottori.lg.jp (ファクシミリ) 0857-26-8308

※電子メール、ファクシミリの場合は、受信確認のため電話でご一報ください(電話 0857-26-7099)

鳥取空港の利用を促進する懇話会会長  
米子空港利用促進懇話会会長

} 様

申請者 郵便番号  
住所

氏名 (印不要)  
電話番号

※携帯電話など日中連絡可能な電話番号をご記載ください。

鳥取県内国内便エアサポート事業交付申請書兼請求書

認定された鳥取県内国内便エアサポート事業については、下記のとおり県内航空便を利用しましたので、「鳥取県内国内便エアサポート事業実施要領」第4(1)の規定により支援金の交付を申請します。

記

1 支援区分 (該当する区分に○)  
( 移住定住 ・ 関係人口 ・ 介護・障がい者等 ・ キッズ ・ 但馬版キッズ )

2 航空便の利用者

氏名 \_\_\_\_\_ (申請者) (年齢 歳)  
氏名 \_\_\_\_\_ (申請者との続柄: ) (年齢 歳・小学生の場合は学年 年)  
氏名 \_\_\_\_\_ (申請者との続柄: ) (年齢 歳・小学生の場合は学年 年)  
氏名 \_\_\_\_\_ (申請者との続柄: ) (年齢 歳・小学生の場合は学年 年)

※関係人口促進エアサポートは、大人の搭乗者と支援対象となる子どもがいる場合は子ども1人を記載。子育て王国ととりキッズエアサポート及び但馬版キッズエアサポートは、大人の同伴者(支援対象外)と支援対象となる子ども1人を記載。そのほかの区分は、航空便利用者全員を記載してください。

3 交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

※支援額は別表1の第3欄に定めるとおりです。支援額の上限は対象者1名につき3万円(ただし、関係人口エアサポートの大人同伴で搭乗する小学生以下の子ども及び県外在住者による子育て王国ととりキッズエアサポート利用は1万5千円です。)

※旅行会社等が販売する航空券及び宿泊がセットになった旅行商品を利用する場合は、旅行商品の料金から宿泊費相当額(1人につき8千円/泊)を差し引いた額を支援対象とします。

4 支援金の振込先 (※ゆうちょ銀行を選択する場合は、必ず支店名(漢数字3桁)も記入ください)

金融機関名 \_\_\_\_\_ 銀行・信用金庫・組合  
(ゆうちょ銀行の場合 通帳記号 \_\_\_\_\_ 通帳番号 \_\_\_\_\_)  
支店名 \_\_\_\_\_ 支店・支所・出張所  
預金種目 1. 普通・総合 2. 当座 口座番号 \_\_\_\_\_ (7桁)  
口座名義人 \_\_\_\_\_ (フリガナ: \_\_\_\_\_)

【必要書類】

支援区分	移住定住促進 エアサポート	関係人口促進 エアサポート	介護・障がい者等 エアサポート	子育て王国ととり キッズエアサポート	但馬版 キッズエアサポート
請求に 必要な書類	①交付申請書兼請求書 (様式第4号) ②使用済みの搭乗券(コピー可)※ 搭乗案内、保安検査証でも可 ③航空運賃領収書(コピー可) ④実施レポート(指定様式①) ※外国からの避難民は、上記に関わら ず、懇話会事務局が別途定める方法に より行うこと。	①交付申請書兼請求書 (様式第4号) ②使用済みの搭乗券(コピー可)※搭乗案内、保安検査 証でも可 ③航空運賃領収書(コピー可) ④実施レポート(指定様式②) (1)地域づくりの活動または地域交流型観光モニターツアーに参 加する場合 (2)ワーケーションの場合 ④実施レポート(指定様式③)	①交付申請書兼請求書 (様式第4号) ②使用済みの搭乗券(コピー可)※ 搭乗案内、保安検査証でも可 ③航空運賃領収書(コピー可)	①交付申請書兼請求書 (様式第4号) ②使用済みの搭乗券(コピー可)※搭乗案内、保安検査証でも可 ※同伴した大人の搭乗券も必要です。 ③航空運賃領収書(コピー可) ④実施レポート(指定様式④)	

[提出方法] 以下の宛先まで郵送又は電子メール、ファクシミリにより提出してください。

〒680-8570 鳥取市東町1-220 鳥取県観光戦略課内

「鳥取県内国内便エアサポート事業」実施事務局 宛て

(電子メール) kankou@pref.tottori.lg.jp (ファクシミリ) 0857-26-8308

※電子メール、ファクシミリの場合は、受信確認のため電話でご一報ください(電話 0857-26-7099)



申請者  
氏名 様

鳥取空港の利用を促進する懇話会会長  
米子空港利用促進懇話会会長  
( 公 印 省 略 )

鳥取県内国内便エアサポート事業の交付決定及び交付額確定通知書

令和 年 月 日付で交付申請のあったこのことについては、下記のとおり交付することに決定し、交付額を確定したので、「鳥取県内国内便エアサポート事業実施要領」第4(2)の規定に基づき通知します。

記

- 1 交付決定額 金                      円
- 2 特記事項
- 3 支払時期 原則として本通知の日から30日以内に支援金の支払(口座振込)を行います。